商品概要説明書

スーパー定期〔単利型〕　　（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名 （愛称）	・自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕 （スーパー定期）
２．販売対象	・法人および個人のお客さま
３．期間	・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕に自動的に継続されます。 ・定型方式の1か月もの、2か月ものは、自動継続のみの取扱いとなります。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・100円以上（総合口座の場合は10,000円以上） ・1円単位
５．金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
６．払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
７．利息 （１） 適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法 （４）税金	 ・預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 中間利払日は、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日とし、約定利率の70%を中間利払利率（小数点第4位以下切捨て）として計算します。 中間利払利率＝約定利率×70%　（小数点第4位以下切捨て） ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
８．手数料	―――――
９．付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90%(最高 300 万円まで)となります。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・預入期間2年のものは中間払利息を定期預金にすることができます。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次のＡまたはＢのうちいずれか低い利率を満期日前解約利率とし、この利率がＣを下回る場合は、Ｃを満期日前解約利率とし、この預金とともにお支払いします。 Ａ．約定利率×別紙の預入期間に応じた掛目 Ｂ．預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日現在の自由金利型定期預金（M型）の店頭表示利率に 90%を乗じた利率 ただし、預入期間が１か月に満たない場合は、解約日における普通預金の利率とします。 Ｃ．解約日における普通預金の利率 ただし、中間払利息が支払われている場合には、上記により計算した利息額と、すでにお支払いした中間払利息支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息額の合計額）との差額を清算します。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・通帳式、証書式の取扱ができます。
13. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０-０１７１０９または０３-５２５２-３７７２